

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等への 港湾施設使用料等の徴収猶予について

○新型コロナウイルスの感染拡大による社会的影響を考慮し、港湾物流網の維持及び国際競争力の確保の観点から、港湾関連事業者等の事業継続に対する側面的支援として、申請に基づき、港湾施設使用料等の徴収を猶予します。

【支払い猶予する内容等】

対象となる使用料等	<p>令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する港湾施設使用料等(未納分)</p> <p>① 港湾施設使用料 ② 入港料 ③ 港湾区域における水域占用料</p>
猶予する期間	地方税の例による （最長一年間）
要件	<p>次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>1.新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね2割以上減少していること。</p> <p>2.一時に納付を行うことが困難であること。</p> <p>※なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入については、この収入の減少の計算には含まれません。</p>
申出方法	徴収猶予申請書等の提出
申出先及び問合せ先	<p>【制度に関すること】</p> <p>○港湾空港局港営部港営課 （連絡先）093-321-5932</p> <p>【申請に関すること】</p> <p>(門司地区)○北九州埠頭(株)門司事務所 （連絡先）093-321-5928 ○北九州埠頭(株)太刀浦事務所 （連絡先）093-331-0381</p> <p>(小倉地区)○港湾空港局港営課小倉業務係 （連絡先）093-581-1881</p> <p>(洞海地区)○港湾空港局港営課洞海業務係 （連絡先）093-761-3425</p> <p>(入港料・岸壁使用料)○港湾空港局港営課海務情報係 （連絡先）093-321-5929</p> <p>(水域占用料)○港湾空港局港営課指導調整係 （連絡先）093-321-5960</p>

申出に関する詳細については、関連HPをご覧ください。